

働き方改革

評価センターへの評価受審手続、その他の情報について

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー
特定社会保険労務士 産業カウンセラー 新屋 尋崇

1. はじめに

医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という）は、病院又は診療所（以下「医療機関」という）に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況等について評価を行うこと及び労働時間の短縮のための取組について、医療機関の管理者に対して必要な助言・指導を行うことにより、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的として、令和4年（2022年）4月に日本医師会が厚生労働省から指定されたものです。

医師の労働時間短縮の取組の評価を希望する医療機関全てが評価センターの評価対象とはなりませんが、中でも、B・連携B・C水準の県への指定申請を予定している医療機関は指定申請に当たって評価を受けている必要があるため、こうした医療機関が主な評価対象となります（評価受審費用は33万円〔税込〕。医療法ではB・連携B・C水準の対象医療機関としての都道府県による指定の有効期間を3年としており、指定の際に評価結果を踏まえる必要があることから、評価についても3年に1回受ける必要があります）。

なお、指定申請を予定している場合、評価センターの審査は申請予定の水準を明らかにした上で受ける必要があります

す。また、医療機関がC-2水準の指定を受ける場合には、別途、厚生労働大臣（審査組織）の確認を受ける必要がありますが、評価センターの審査は、厚生労働大臣の確認を受けていなくても審査申込を行うことが可能です（県にC-2水準の指定申請する際には、厚生労働大臣の確認を受けていることが必要です）。

今回は、評価センターへの評価受審手続、及び医師の働き方改革に関するその他の情報について、簡単に確認いたします。医療機関において医師の労働時間短縮を進める際等のご参考にさせていただければと思います。

2. B・連携B・C-1・C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の流れ

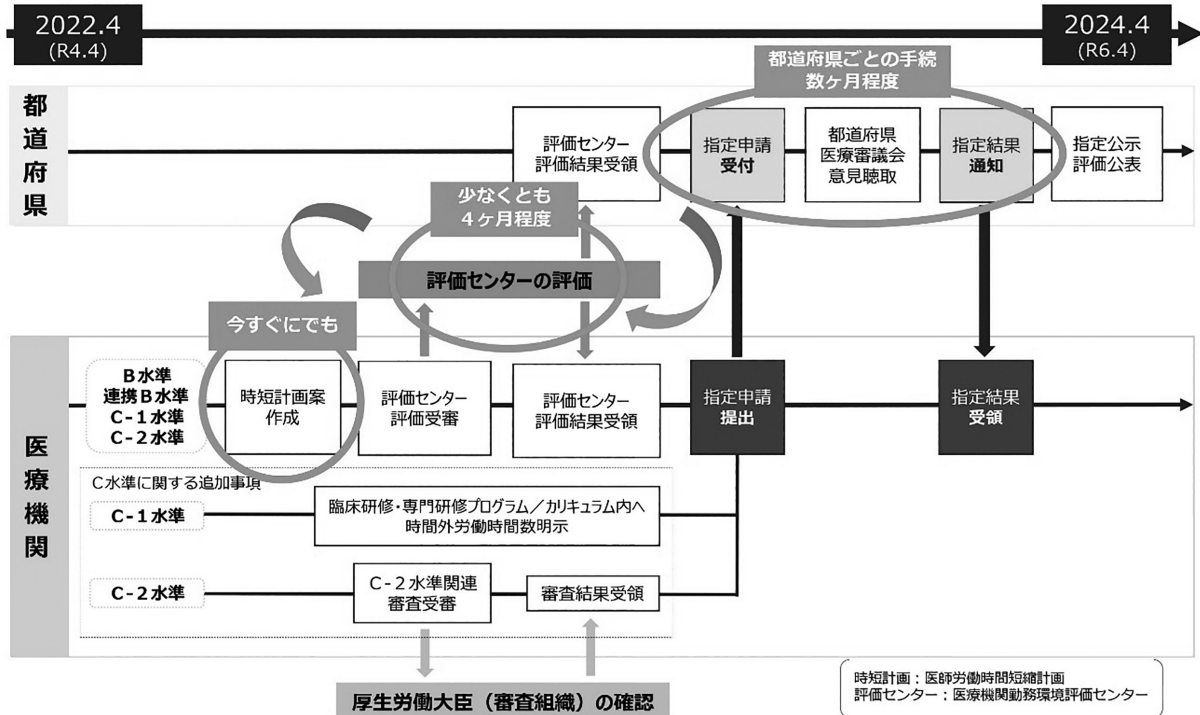
特定労務管理対象機関の指定（B・連携B・C-1・C-2水準の指定）に係る都道府県・医療機関の手続の流れは（図1）の通りです。

3. 評価センターの評価受審申込から評価結果通知までの流れ

評価受審申し込みから評価結果を通知までの流れは、（図2）の通りです。

具体的には、評価センターホームページの申し込みフォームを開き、医療機関に関する基本情報、担当者連絡先、受審用のメールアドレス（Gmail）等、必要事

B C水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



(図1 厚生労働省 医師等医療従事者働き方改革推進室 関連資料 より)

項を登録して送信が完了すると申込受付完了メールが受審アカウント宛てに自動送信されます。

受審申込完了メールから数日中に、評価センター事務局から医療機関へ、評価システムへアクセスするためのURLと審査料の請求がメールにて送られてきますので、内容をご確認のうえ翌月末までに入金します(33万円(税込))。

また、評価センターから医療機関に、基本情報・自己評価シートの作成依頼が評価受審用のメールアドレス(Gmail)宛てに送られてきますので、自己評価を実施します(基本情報シート・自己評価シートは、医療機関が作成依頼のメールを受信後30日以内に評価システムに入力を完了していただく必要がありますのでご注意ください)。

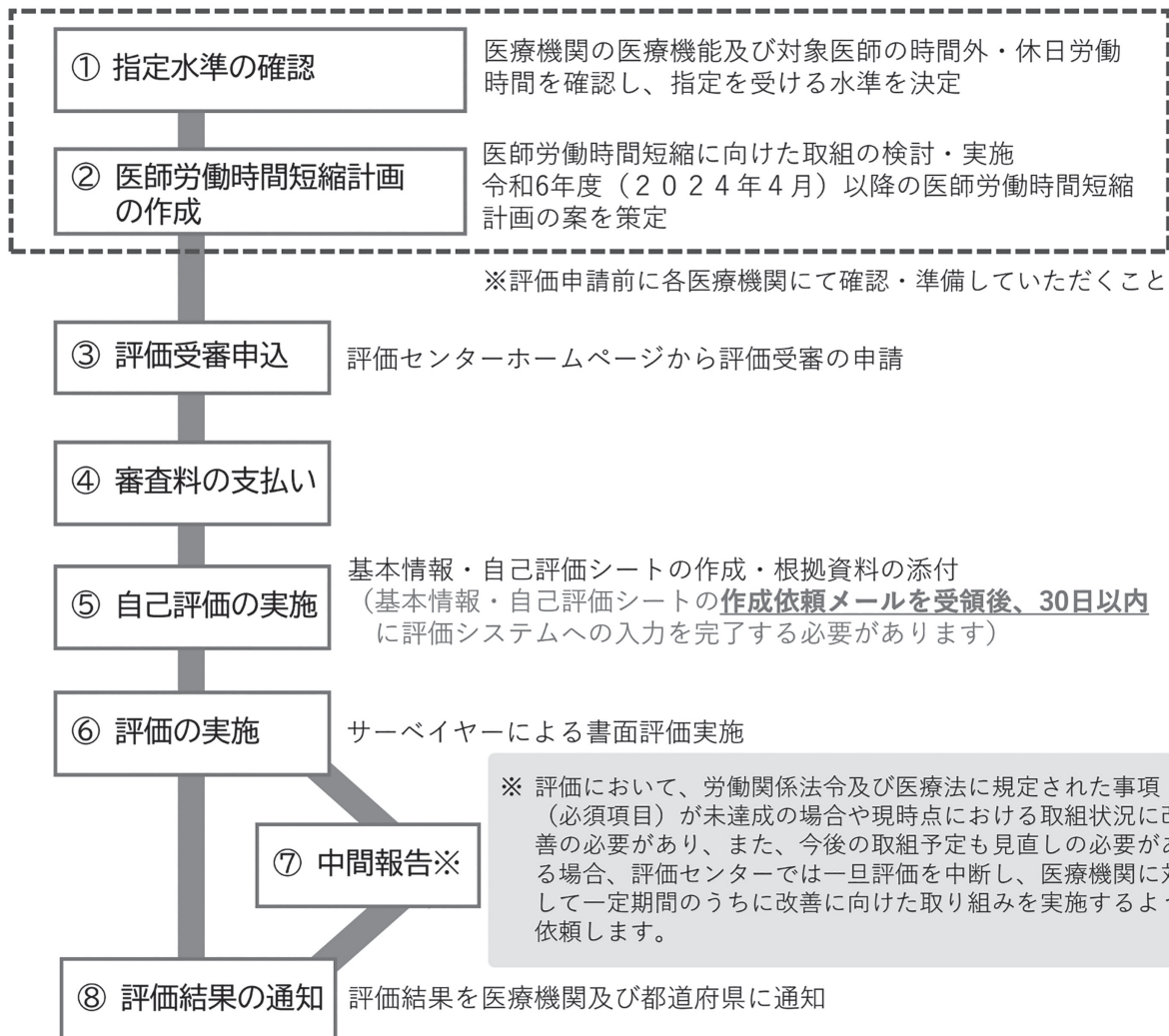
自己評価の実施方法及び評価申請方法

等の詳細については、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価受審手順(医療機関用)手順書」をご参照ください。

評価については、医師である医療サーベイヤーと社会保険労務士である労務管理サーベイヤーが2名1組で行い、評価を担当するサーベイヤーは原則として、評価を受ける医療機関の所在地と同じ都道府県で勤務していない者が選任されます。

なお、令和6年度(2024年4月)から特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関の初回の評価は、原則、書面による評価が行われ、各評価項目の判定結果を踏まえ、全体評価が行われます。

労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目(必須項目)をすべて満たしたうえで、労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組、労働時間の実績を踏まえた評価が行われますが、全体評価は評



(図2 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価 受審手順 (医療機関用)より)

価項目の達成状況に応じて定型的な文言で表現されます。

そして最後に、評価結果が評価を受審した医療機関に通知されるとともに、当該医療機関の所在地の都道府県にも通知されます(特例水準の指定を受けるには、別途、医療機関が県へ指定申請を行う必要がありますのでご注意ください)。

県は、評価結果を、医療機関への支援内容及び地域医療提供体制の検討に活用するとともに、B・連携B・C水準の対象医療機関の指定の際の判断材料とします。

また、県は、最終的なB・連携B・C水準医療機関指定の指定結果を申請医療機関へ通知し、その後、指定結果の公示と

評価結果の公表を行います。


4. 中間報告について

評価において、現時点における取組状況に改善の必要があり、かつ今後の取組予定も見直しの必要がある場合や、労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)が未達成の場合、評価センターでは一旦評価を中断し、医療機関に対して、サーベイヤーの助言とともに該当項目の達成に向けた取組の実施を依頼します。これを中間報告といいます。

中間報告を受けた医療機関は、必要に応じて医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるなど、一定期間(90日)のう

医師の働き方改革について

総論




総論：医師の働き方改革について（全7問）

このフォームは、医師及び医療従事者の皆さまを対象とした、「医師の働き方改革」についての基礎知識の習得に役立てていただくためのeラーニング教材です。
学んでいただく内容に応じて、以下の4つの項目に分かれております。

1. 総論
2. 各論：時間外・休日労働時間の上限ルール
3. 各論：勤務医の健康を守るルール
4. 各論：タスク・シフト/シエア

今回はその中でも、「1.総論」の教材となります。

質問はすべて選択形式となっており、1問ごとにテキストと動画で正解を確認することができます。
全7問となっており、10分程度で終了するeラーニングですので、ぜひ気軽にチャレンジしてみてください。

 保存が無効になっています

次へ1/15 ページフォームをクリア

(図3 クイズで学べる!医師の働き方改革eラーニング より)

ちに該当項目の達成に向けた取組を進めていきます。評価センターは医療機関からの改善報告を受けて、評価手続きを再開します。

5. 評価受審申込に当たっての留意事項

初回は原則として書面による評価となり、医療機関は、基本情報を記載する「基本情報シート」と評価項目(76項目(うち必須項目18項目))ごとの自己評価を記載する「自己評価シート」を作成します。

自己評価シートには、評価項目ごとの

自己評価と併せて現在の取組状況、根拠となる資料ファイルを添付し、資料ファイルの該当箇所が分かるようにコメントを記載します。

なお、令和6年度(2024年4月)以降の医師労働時間短縮計画の案を作成していることが必要で、評価項目のうち、現時点で達成していなくても具体的な実施時期を定めて取組を進めている場合には、その内容を医師労働時間短縮計画に記載します。

評価において、労働関係法令及び医療

法に規定された事項に係る項目(必須項目)に未達成の項目があると、評価センターは評価を一旦中断し、サーベイヤからの助言とともに一定期間のうちに当該項目を改善するよう医療機関に依頼します(前出の中間報告)。

医療機関が改善に向けた取組を実施し、一定期間のうちに該当項目が改善された場合は、その結果を踏まえた評価が実施されますが、該当項目が改善されなかった場合は、医療機関が当初提出した資料に基づき評価が実施されます。

申請に当たっては、必須項目が達成されているか、根拠となる資料が添付されているか、取組状況の説明が記載されているか等を確認する必要があります。

評価センターでは、必要書類を受け付けてから評価結果を通知するまでに4か月程度を見込んでいますが、医療機関は評価結果を受けた後、都道府県へ指定申請を行う必要があるため、令和6年度(2024年4月)からの制度開始までに指定を受けるためには、余裕をもって手続きを進めることが必要です。

6. 医師の働き方改革に関するその他の情報

いきサポ(いきいき働く医療機関サポートWeb)に、医療機関での周知に使える医師の働き方改革解説スライドや、クイズで学べる!医師の働き方改革eラーニング(図3)などのコンテンツが掲載されています。ぜひご確認ください。

7. おわりに

今月号では、評価センターへの評価受審手続、及び医師の働き方改革に関するその他の情報について、簡単に確認いたしました。医療機関において医師の労働

時間短縮を進める際等のご参考にしていただければと思います。

医師の働き方改革や医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター(TEL:099-813-7731)までぜひご連絡ください。

8. 参考・引用

- ▶厚生労働省 医師等医療従事者働き方改革推進室 関連資料
- ▶医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価 受審手順(医療機関用)
- ▶クイズで学べる!医師の働き方改革eラーニング
- ▶医療機関勤務環境評価センターホームページ(<https://www.sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>)
- ▶いきサポ(<https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>)

